

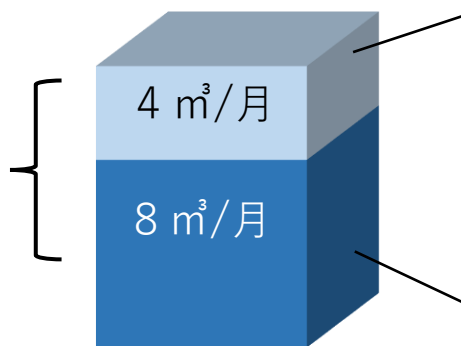
公共下水道で井戸水等を使用されている皆様へ

## 井戸水等の使用状況に変更があれば 変更届の提出をお願いします

上水道と井戸水等を併用している場合、下水道使用料は、届出時の井戸水等使用分を認定して、上水道の使用水量と合計した使用水量をもとに算定しています。

### 認定水量の例

使用水量  
12 m<sup>3</sup>/月  
↓  
下水道使用料  
1,790円/月  
(税抜き)



### 井戸水等の使用水量 (認定)

届出時に認定した水量を毎月加算します。

※井戸水算定用私設メーターがある場合を除きます。

私設メーターの場合、毎月検針報告をしていただく必要があります。

### 上水道の使用水量

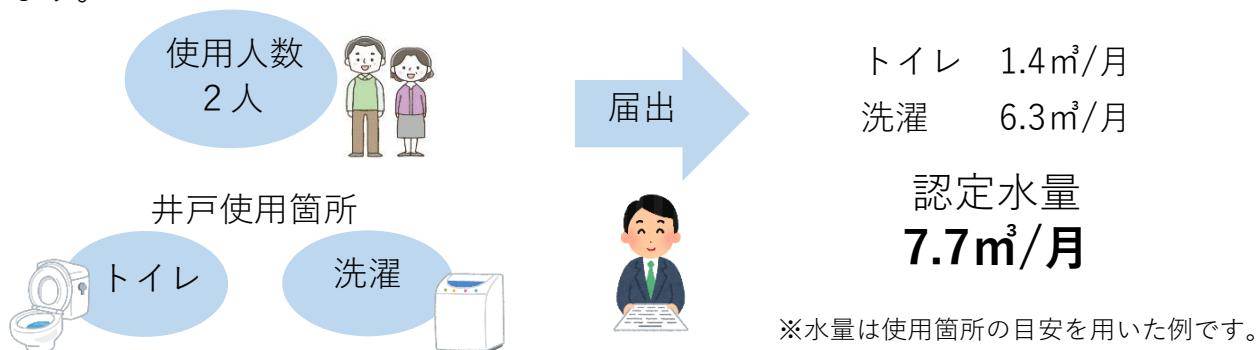
メーター (公設) の検針により、実際に使用した水量を把握します。

■ 上水道使用水量 ■ 認定水量 (井戸等使用水量)

### 水量の認定方法

井戸水等の使用水量は、井戸水算定用の私設メーターがある場合を除き、井戸水等を使用している箇所や、使用人数、使用状況等から水量を算定し、認定しています。

井戸水等の使用状況や、使用人数に変更がありましたら、変更届の提出をお願いします。



## 三次市 建設部 下水道課 管理係

お問い合わせ  
先

住所：三次市三次町501番地 (寺戸浄水場2階)

電話：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

E-mail：gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp